



兵庫労働局発表

令和3年1月28日（木）

【照会先】兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

課長 木村智光

課長補佐 鳥海晃司

労働紛争調整官 増田乾成

（電話）078-367-0820

報道関係者 各位

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」における相談状況について（第12報）

～開設以降の労働相談が5万件を超えました～

兵庫労働局（局長 荒木祥一）では、令和2年2月14日から「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設していますが、本年1月22日時点における相談状況を取りまとめましたので、公表します。

1. 相談件数

52,428件（詳細は別表のとおり）

2. 相談者の内訳

事業主 39,340人（77.2%）労働者 6,802人（13.4%）社会保険労務士 3,126人（6.1%）

3. 相談内容

雇用調整助成金 37,388件（71.3%）、休業（休業手当等）5,528件（10.5%）、

賃金 1,446件（2.8%）、解雇・雇止め 1,337件（2.6%）、

母性健康管理措置等 899件（1.7%）、休業支援金・給付金 760件（1.4%）

4. 業種

製造業 10,222人、飲食業 6,228人、卸小売業 5,063人、医療・福祉業 2,316人、

宿泊業 1,510人

5. 相談の傾向

感染症拡大（第3波）や緊急事態宣言の影響により、令和3年1月は1日平均169件のペースで推移しており、前月（1日平均121件）より増加傾向にある。その9割は、事業主からの「雇用調整助成金」や「母性健康管理措置等による休暇取得支援助成金」等の申請手続きに関する相談である。労働者からは、長引くコロナ禍の影響により、賃金等の労働条件を引き下げられたとの相談が多い。

6. 今後の兵庫労働局の取組

今後も相談内容を丁寧に聞き取り、労働関係法令の的確な説明、個別労働紛争解決促進制度の活用によりトラブルの解決を図る。また、法違反が疑われる場合の所轄部署への確実な取次ぎや、国による各種支援策の期間延長等の情報提供等に努めていく。

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設しました。

兵庫労働局は、新型コロナウイルス感染症にかかる労働問題(労働条件、安全衛生、雇用の維持・確保に関する助成金等)に関する特別相談窓口を令和2年2月14日より開設しています。

また、利用者の皆さまに来庁いただくことなく、電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請が可能ですので、積極的な活用をお願いします。

1 兵庫労働局総合労働相談コーナー 電話 078-367-0850

(神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15階 指導課内)

＜受付時間＞ 9時00分～17時00分 ※土日祝・年末年始除く

＜相談内容＞ 新型コロナウイルス感染症の影響による一般的な労働相談

各労働基準監督署の総合労働相談コーナーにも特別相談窓口を設置しています。

☆労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについては、兵庫労働局の雇用環境・均等部指導課にお問い合わせください(電話 078-367-0820)。「働き方・休み方改善コンサルタント」による、特別休暇の導入にあたってのコンサルティングも実施しています(無料)。

2 ハローワーク助成金デスク(兵庫労働局職業安定部職業対策課) 電話 078-221-5440

(神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階)

＜受付時間＞ 8時30分～17時15分 ※土日祝・年末年始除く

＜相談内容＞ 雇用の維持・確保に関する助成金に関する相談

各ハローワーク(出張所除く)にも相談窓口を設置しています(主に職業相談、雇用保険)。

3 母性健康管理措置等に係る特別相談窓口(兵庫労働局雇用環境・均等部指導課) 電話 078-367-0820

働く妊婦の方に対する『母性健康管理措置』や当該措置による『休暇取得支援助成金』にかかる女性労働者や事業主からの相談窓口を開設しています(期間:令和2年10月1日～令和4年1月31日)。

＜受付時間＞ 8時30分～17時15分 ※土日祝・年末年始除く

4 小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口(兵庫労働局雇用環境・均等部指導課) 電話 078-367-0850

「企業に当該助成金を利用してもらいたい」等労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけを行っています(期間:令和2年11月24日～令和3年3月31日)。

＜受付時間＞ 8時30分～17時15分 ※土日祝・年末年始除く

5 その他の相談窓口

労働問題以外の相談については、厚生労働省では以下の相談窓口を設けています。

厚生労働省の電話相談窓口 電話 0120-565653(フリーダイヤル)

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、電話相談窓口を設置しております。

＜受付時間＞ 9時～21時(土日祝も実施)

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金等の申請に関する問合せを受け付けています。

＜電話番号＞ 0120-603999(フリーダイヤル) <受付時間> 9時～21時(土日祝も実施)

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請に関する問合せを受け付けています。

＜電話番号＞0120-221-276(フリーダイヤル)

＜受付時間＞8時30分～20時(月～金曜日)、8時30分～17時15分(土日祝)

【新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談状況（令和2年2月14日～令和3年1月22日）】

別表

		集計	令和2年												令和3年
			2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1/4～1/22	
相談者	合計	50,934 人	110 人	1,764 人	10,812 人	9,754 人	7,266 人	4,503 人	3,696 人	3,155 人	2,668 人	2,481 人	2,396 人	2,329 人	
	事業主	39,340 人	74 人	1,079 人	7,390 人	6,687 人	5,873 人	3,615 人	3,138 人	2,812 人	2,417 人	2,183 人	2,112 人	1,960 人	
	労働者	6,802 人	13 人	400 人	2,118 人	1,543 人	1,019 人	649 人	329 人	193 人	102 人	109 人	152 人	175 人	
	社会保険労務士	3,126 人	15 人	169 人	708 人	963 人	238 人	158 人	195 人	132 人	133 人	143 人	121 人	151 人	
	労働者の家族・知人	589 人	7 人	21 人	237 人	140 人	71 人	41 人	9 人	3 人	3 人	34 人	5 人	18 人	
	その他（地方自治体・経済団体等）	1,077 人	1 人	95 人	359 人	421 人	65 人	40 人	25 人	15 人	13 人	12 人	6 人	25 人	
相談内容	合計	52,428 件	117 件	1,946 件	11,328 件	10,086 件	7,493 件	4,573 件	3,745 件	3,182 件	2,687 件	2,495 件	2,414 件	2,362 件	
	雇用調整助成金	37,388 件	29 件	733 件	6,251 件	6,767 件	5,669 件	3,464 件	3,107 件	2,770 件	2,385 件	2,150 件	2,124 件	1,939 件	
	休業（休業手当等）	5,528 件	43 件	331 件	2,231 件	1,342 件	725 件	288 件	140 件	77 件	34 件	119 件	77 件	121 件	
	賃金	1,446 件	0 件	26 件	534 件	411 件	233 件	129 件	39 件	21 件	10 件	11 件	12 件	20 件	
	解雇・雇止め	1,337 件	5 件	46 件	405 件	368 件	196 件	108 件	66 件	47 件	35 件	15 件	22 件	24 件	
	母性健康管理措置等	899 件				26 件	79 件	128 件	133 件	113 件	111 件	97 件	66 件	146 件	
	休業支援金・給付金	760 件					155 件	259 件	135 件	69 件	54 件	32 件	25 件	31 件	
	休暇（年次有給休暇含む）	609 件	6 件	139 件	205 件	115 件	75 件	25 件	16 件	6 件	2 件	6 件	8 件	6 件	
	その他（労働時間・安全衛生等）	4,426 件	34 件	671 件	1,702 件	1,057 件	361 件	172 件	109 件	79 件	56 件	65 件	80 件	40 件	
業種	合計	50,934 人	110 人	1,764 人	10,812 人	9,754 人	7,266 人	4,503 人	3,696 人	3,155 人	2,668 人	2,481 人	2,396 人	2,329 人	
	製造業	10,222 人	23 人	298 人	1,542 人	1,311 人	1,304 人	1,071 人	906 人	844 人	839 人	779 人	716 人	589 人	
	飲食業	6,228 人	4 人	96 人	1,521 人	1,532 人	947 人	463 人	398 人	358 人	222 人	203 人	198 人	286 人	
	卸小売業	5,063 人	4 人	126 人	1,114 人	1,066 人	717 人	418 人	294 人	358 人	253 人	251 人	236 人	226 人	
	医療・福祉業	2,316 人	10 人	91 人	577 人	398 人	300 人	199 人	166 人	131 人	103 人	123 人	107 人	111 人	
	宿泊業	1,510 人	5 人	95 人	299 人	313 人	215 人	172 人	84 人	81 人	66 人	55 人	66 人	59 人	
	道路貨物運送業	1,158 人	3 人	16 人	151 人	144 人	169 人	108 人	112 人	98 人	96 人	94 人	92 人	75 人	
	労働者派遣業	718 人	4 人	47 人	185 人	109 人	104 人	76 人	59 人	39 人	32 人	19 人	25 人	19 人	
	道路旅客運送業	703 人	10 人	48 人	147 人	132 人	85 人	59 人	50 人	24 人	41 人	36 人	32 人	39 人	
	その他（業種不明含む）	23,016 人	47 人	947 人	5,276 人	4,749 人	3,425 人	1,937 人	1,627 人	1,222 人	1,016 人	921 人	924 人	925 人	

新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談における助言・指導事例

事例 1

賃金に係る助言・指導

概要

相談者は卸売業に勤める正社員(営業職)であるが、従前から営業手当として月 15,000 円が支給されていた。しかし、緊急事態宣言を受けて自宅でのテレワークになり、会社側から「当社は定額残業制を採用しており、従前の営業手当が定額残業代である」「自宅では定時時間内での勤務を命じているのみであって、残業命令はしていないので、営業手当は支給しない」との説明があった。

今まで営業手当が残業代であるとの説明を受けたことがなく、突然言われて戸惑っている。生活に支障が出るので、個別労働紛争解決促進制度を利用して、会社側と話し合いたい。

※「定額残業制」とは、法定時間外労働、法定休日労働、深夜労働に対する割増賃金をあらかじめ定額の名目で、諸手当あるいは基本給の一部として支給する制度を言うが、法律に明文化された規定はない。

助言・指導
の
内容・結果

事業主に対し、労働基準法第 37 条の趣旨は「使用者に割増賃金を支払わせることによって、時間外労働等を抑制し、労働時間に関する同法の規定を遵守させるとともに、労働者への補償を行おうとする」ことにある旨を説明。また、時間外労働等に対する割増賃金を基本給や諸手当であらかじめ支払う場合には、

- ① 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金に当たる部分について、相当する時間外労働等の時間数又は金額を書面等で明示するなどして、通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを明確に区別できるようにしていること
- ② 割増賃金に当たる部分の金額が、実際の時間外労働等の時間に応じた割増賃金の額を下回る場合には、その差額を追加して所定の賃金支払日に支払わなければならないこと。そのため、使用者が「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を遵守し、労働時間を適正に把握する必要があること

が前提となることを、類似の最高裁判決を引用しながら説明した。

事業主は、就業規則に定額残業制についてあらかじめ定めていなかったこと、定額残業制を採用しているのをよいことに労働時間を適切に管理していなかったこと等自らの非を認めた。

結果として、従前からの営業手当は減額されずに支給されることとなった。

働く妊婦・事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置について



新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。

こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、**男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定**しました。

▶▶母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

▶▶新型コロナウイルス感染症に関する措置について

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における**新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響**があるとして、**主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。**

延長になりました！

- 本措置の対象期間は、**令和2年5月7日～令和4年1月31日**（※）です。

（※）新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置の期限を踏まえて設定

指導の例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため**母健連絡カード**（**母性健康管理指導事項連絡カード**）を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主は母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

母性健康管理措置には、他にも、以下のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中又は出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）

このほか、妊娠中の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等について、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト
「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



職場における妊娠中の女性労働者等への
配慮について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html



新型コロナウイルス感染症に関する 母健連絡カードの活用方法

①
保健指導・健康診査
を受ける

妊娠中の
女性労働者

③
母健連絡カードを提出し、
措置を申し出る



②
主治医等
(健康診査等を行う
医師、助産師)

②
母健連絡カードに
指導事項を記載する

表

母性健康管理指導事項連絡カード

事業主 氏名 _____ 医師等 氏名 _____

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2-4の措置を講ずることが必要であるとの見込みです。

記

氏名	経歴	分娩予定日	年 月 日
1. 氏名等			
2. 指導事項(該当する指導項目に○を付けてください)	指 導 項 目	標 準 措 置	
つわり	症状が重い場合	勤務時間の短縮	
妊娠経過	経過良好	休業(自覚後)	
妊娠経過	経過が重い場合	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮	
妊娠経過	経過が重い場合	休業(自覚後)	
子宮内胎児発育遅延	軽 症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮	
子宮内胎児発育遅延	重 症	休業(自覚後又は人院加療)	
切迫早産(妊娠22週未満)	軽 症	休業(自覚後又は人院加療)	
切迫早産(妊娠22週未満)	重 症	休業(自覚後又は人院加療)	
妊 娠 併 発	軽 症	負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を長時間続ける作業、同一姿勢を長時間続ける作業の制限又は勤務時間の短縮	
妊 娠 併 発	重 症	休業(人院加療)	
妊 娠 併 発	軽 症	負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を長時間続ける作業、同一姿勢を長時間続ける作業の制限又は勤務時間の短縮	
妊 娠 併 発	重 症	休業(人院加療)	
妊 娠 併 発	軽 症	負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を長時間続ける作業、同一姿勢を長時間続ける作業の制限又は勤務時間の短縮	
妊 娠 併 発	重 症	休業(人院加療)	
妊 娠 併 発	軽 症	負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を長時間続ける作業、同一姿勢を長時間続ける作業の制限又は勤務時間の短縮	
妊 娠 併 発	重 症	休業(人院加療)	
妊 娠 併 発	軽 症	負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を長時間続ける作業、同一姿勢を長時間続ける作業の制限又は勤務時間の短縮	
妊 娠 併 発	重 症	休業(自覚後又は人院加療)	

産業医
産業保健スタッフ等

相談 助言

人事労務担当者
管理者等

企業
(事業主)

④
指導事項に基づき、
必要な措置を講じる

措置の具体的な内容は、
産業医等の助言に基づき、
女性労働者と話し合って
定めることが望ましいも
のです。

新型コロナウイルス感染症に関する
母性健康管理措置が必要な場合には、
主治医等がカード裏面の「特記事項」
の欄に指導内容を記入します。

(記入例)

新型コロナウイルス感染症の感染の
おそれの低い作業への転換又は出勤
の制限(在宅勤務・休業)の措置を
講じること。

▶▶ 母健連絡カードは、厚生労働省ホームページ
や「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウン
ロードできます。また、ほとんどの母子健康手帳
にも様式が記載されています。

症 状 等	指 導 項 目	標 準 措 置
妊娠中に かかりやす い病気	動脈硬化 症状が重い場合	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作 業の制限又は機に於ける作業
	動脈硬化 症状が軽い場合	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作 業の制限
妊娠経過 異常	軽 症	負担の大きい作業、長時間の立作業、同一 姿勢を長時間続ける作業、長時間作業場所を離れ ることのできない作業、寒い場所での作業 の制限
	重 症	休業(人院加療)
多胎妊娠(胎)	軽 症	必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は 勤務時間の短縮
	重 症	多胎で特殊な病又は三胎以上の場合、特 に慎重な管理が必要
産後の回復不全	軽 症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の 短縮
	重 症	休業(自覚後)

指導事項と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

3. 上記2の措置が必要な期間
[当箇の予定期間に○を付けてください。]

1週間(月 日 ~ 月 日)	
2週間(月 日 ~ 月 日)	
4週間(月 日 ~ 月 日)	
その他()	

4. その他の指導事項
[措置が必要である場合は○を付けてください。]

妊娠中の通勤経路の短縮	
妊娠中の休憩に関する措置	

【記入上の注意】
(1) 4. その他の指導事項の「妊娠中の通勤経路の短縮」欄には、交通機関の運休状況及び経路変更の状況に鑑み、措置が必要となる場合、○印を記入して下さい。
(2) 4. その他の指導事項の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び経路変更の状況に鑑み、休憩に関する措置が必要となる場合、○印を記入して下さい。

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

令和 年 月 日

所 属 _____
氏 名 _____

事 業 主 殿 _____

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

裏

- 男女雇用機会均等法により、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたことを理由とする解雇等不利益取扱いは禁止されています。
- また、職場におけるいわゆるマタニティハラスメントには、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたこと等を理由とするものも含まれ、事業主にはこれを防止するための措置を講じることが義務付けられています。
- 母性健康管理措置を講じてもらえない等の御相談は、以下へお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に関する相談窓口
https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html





助成金の対象期間を延長しました。
(令和2年12月28日改正)

事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金をご活用ください



▶▶助成金の対象

詳細は裏面をご参照ください

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

✓ **令和2年5月7日から令和3年3月31日までの間に**

- ① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る)を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、
- ③ 当該**休暇を合計して5日以上取得**させた事業主

▶▶助成内容

対象労働者1人当たり **有給休暇計5日以上20日未満：25万円** *1事業所当たり20人まで
以降20日ごとに15万円加算 (上限額：100万円)

▶▶申請期間

令和2年6月15日から令和3年5月31日まで

*雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の**2種類**の様式があります。

***事業所単位ごと**の申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html



都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)に

本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口を設置しています

受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

相談・申請窓口URL：https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html



都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6893-1100	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-4630	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2728	兵庫	078-367-0700	福岡	092-411-4717
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-0221	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8294	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-254-6320	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4403
千葉	043-306-1860	三重	059-261-2978	徳島	088-652-2718		

! 詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報個人の方に電話等で問い合わせることはありません。



▶対象となる労働者

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、
医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者

<新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは>

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から令和4年1月31日まで。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>



▶対象となる有給の休暇制度

- 就業規則における規定の有無、既存の特別休暇の活用

休暇制度の就業規則への規定はこの助成金の要件ではありません。

既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。

*ただし、常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

- 制度の周知方法

有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容について、

全ての労働者がその内容を知ることができるよう、適切な方法により周知を行うことが必要です。

(例) ・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する
・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

- 休暇制度の整備及び周知の時期

令和3年3月31日までに制度整備と周知が必要です。**制度整備と周知が労働者の休暇取得後であっても対象**となります。

- 欠勤などを、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更した場合の扱い

対象となります。ただし、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。

▶支給額

- 連続して休暇を取得していない場合の支給額

連続して休暇を取得していない場合も、令和2年5月7日から令和3年3月31日までの合計の休暇取得日数に応じて支給額が決定されます。

- 同一の労働者について複数回の申請をした場合

2回目以降の申請では、その申請時点での合計の休暇取得日数に応じて支給すべき金額と前回までの申請で支給された金額の差額があれば、差額を支給します。

▶支給申請の流れ

